

4 緑肥の作付け

4-1 カバークロップ

主作物の栽培期間の前後のいずれかに
カバークロップ（緑肥）を作付けする取組

【要件】

- ① 品質の確保された種子が、効果の発現を確実に期待できる量以上 ※¹ に播種されていること。
- ② 適正な栽培管理 ※² を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体を全て土壌に還元していること。



- ※¹ 種苗メーカーのカatalogや都道府県の栽培技術指針等に記載された標準播種量以上の種子を播種することが必要です。
- ※² カバークロップの栽培期間は、春夏播きの場合は概ね2ヶ月以上、秋冬播きの場合は概ね4ヶ月以上を確保することが必要です。ただし、都道府県の栽培技術指針等※で、この栽培期間より短い栽培期間が示されている場合は、その栽培期間とすることもできます。
- (※) 種苗メーカーのカatalog、緑肥利用マニュアル-土づくりと減肥を目指して（農研機構）

4-2 リビングマルチ

主作物の畝間に緑肥を作付けする取組

【要件】

カバークロップの要件に準ずるものとします。



4-3 草生栽培

果樹又は茶の園地に緑肥を作付けする取組

【要件】

カバークロップの要件に準ずるものとします。



⚠ カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培の取組に関する注意事項

前年にすき込んだカバークロップ等の種子からある程度の発芽が見込まれたため、一部の出芽不良の箇所によりのみ播種を行った場合は、カatalog等に記載された標準播種量未滿となり、上記①の要件を満たさないため支援対象となりません。

5 不耕起播種 ぼ場の全面耕起を行うことなく、播種する取組

【要件】

- ① 主作物が麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆であること。
- ② 主作物について、前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用の播種機（乗用管理専用機又はトラクターに装着した専用のアタッチメントを含む）による播種を行うこと。
- ③ 播種前に、茎葉処理型の除草剤を散布すること。



6 長期中干し 通常よりも長期間の中干しを実施する取組

【要件】

- ① 主作物が水稻であること。
- ② 稲の生育中期に10アールあたり1本以上の溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施すること。



7 秋耕 秋季に耕うんを行い、翌春に水稻を作付け（湛水）する取組

【要件】

- ① 主作物が水稻であること。
- ② 主作物の収穫後に耕うん（秋耕）を実施し、翌春に水稻の作付け（湛水）を行うこと。
- ③ 耕うんは湛水の4か月以上前に実施すること。



8 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする取組です。承認を受けた都道府県、取組、地域、作物において取り組むことが可能です。詳細は都道府県、市町村にお問い合わせください。



例：冬期湛水管理

【5割低減の取組とは】

主作物について、化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則として5割以上低減※1する取組です。

※1 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定がされている場合はその低減割合となります。詳細については都道府県、市町村にお問い合わせください。

【算定の仕方】

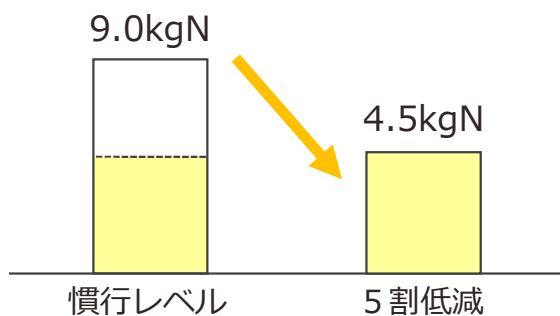
低減割合の比較に用いる慣行レベル※2は、個々の農業者の現行の施用量ではなく、都道府県が定めた化学肥料と化学合成農薬の慣行レベルを用います。

化学肥料は窒素分量、化学合成農薬は成分使用回数により算定を行います。

※2 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、都道府県が定めた地域の慣行レベルなどを基に、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定したものです。詳細については、都道府県・市町村にお問い合わせください。

～ 化学肥料・化学合成農薬の低減割合の算定の仕方 ～

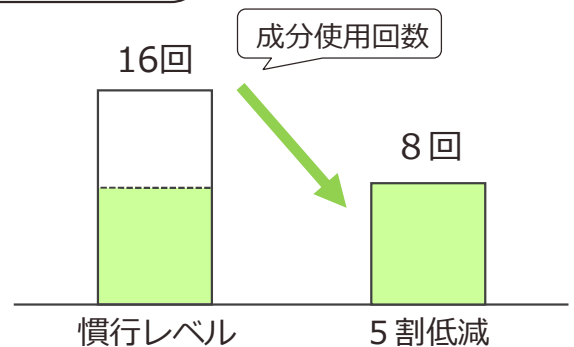
化学肥料



計算の仕方

NK化成
 $30 \text{ kg}/10\text{a} \times 15\% = 4.5 \text{ kgN} / 10\text{a}$
 ↑
 窒素成分の割合

化学合成農薬



計算の仕方

殺虫剤（2成分）	1回×2成分＝2
殺菌剤（1成分）	1回×1成分＝1
殺菌剤（2成分）	1回×2成分＝2
除草剤（1成分）	3回×1成分＝3

成分使用回数合計 **8回**

5割以下になるよう取り組んでください

VI 対象活動の事例

1 対象活動の事例 ※1,2

	R5年度	4月	R6年度	3月
有機農業			(取組拡大加算を含む) 有機農業(水稻) 加算措置 堆肥の施用 又は 緑肥の作付け	
堆肥の施用		年度またぎ 堆肥の施用 水稻(5割低減)	堆肥の施用 葉菜類(5割低減) ※3	
緑肥の作付け (カバークロップ リビングマルチ 草生栽培)		年度またぎ カバークロップ(れんげ) 水稻(5割低減)	カバークロップ(れんげ) 水稻(5割低減) ※3	
秋耕 ※4		R6年度	3月 4月	R7年度
		水稻(5割低減) → 秋耕	4か月以上 →	水稻の作付け(湛水)

※1 上記は例示です。これらに限定されるわけではありません。

※2 一部の事業との重複受給はできません。

どのような場合に重複受給になるかは、最寄りの地方農政局等にお問い合わせください。

※3 本交付金は、主作物の収穫と対象活動の実施の両方が終了した年度に交付されるため、年度をまたぐ取組の場合は、営農計画を提出した翌年度に交付金を受け取るようになります。

※4 秋耕は、主作物(水稻)の収穫後に秋耕を行った時点で、対象活動の終了とみなされ、秋耕を行った年度に交付金が交付されます。ただし、翌年度に湛水をしていただく必要があります。

2 都道府県又は市町村による要件の設定

都道府県又は市町村によっては、独自要件を追加している場合があります。詳しくは取組を行う農地が所在する市町村にお問い合わせください。

3 第三者委員会による評価へのご協力をお願い

交付状況の点検や効果評価のための調査にご協力をお願いする場合があります。

1 活動の手順

本事業に取り組まない意向の市町村もあるため、

農地の所在する市町村に、あらかじめ本事業の申請が可能かどうかをお尋ねください。

① 農業者の組織する団体の設立

- ▶ 複数の農業者等で集まって農業者団体を設立します。

〔農業者団体〕

代表者、組織の規約を定めるとともに、組織としての口座を開設してください。

〔規約〕

規約には、総会の議決事項として交付金の配分及び収支決算に関する事項を設けるなど、**「交付金の使いみちの決定方法（交付金の活用方法）」**を定めてください。

交付金の使いみち・・・交付金は**支援対象農業者への配分、農業者団体として実施する推進活動及び団体の事務を担当する者の手当等の農業者団体の事務経費**に使うことができます。

② 計画の策定

- ▶ 構成員が取り組む対象活動（有機農業、堆肥の施用、緑肥の作付け等）や推進活動（4ページ参照）を決めてください。
- ▶ 5年間の事業計画や営農活動計画書を策定して、総会の承認を得るなど、構成員の合意・了承の手続を行ってください。

③ 申請書類の提出

- ▶ 申請書類について、対象活動を行う農地が所在する市町村に提出してください。

④ 対象活動、推進活動の実施及び環境負荷低減のチェックシートの提出

- ▶ 計画に基づき、対象活動、推進活動を実施してください。
- ▶ 環境負荷低減のチェックシートの取組については、全ての項目にチェックしてください。

⑤ 報告書類の提出

- ▶ 当該年度の活動内容等を取りまとめて報告書を作成し、対象活動を行う農地が所在する市町村に提出してください。
- ▶ 交付金の使いみちについては、総会の承認を得るなど、構成員の合意・了承の手続を行ってください。

年度をまたぐ取組に関する注意事項

本交付金は、主作物の収穫と対象活動の実施の両方が終了した年度に交付されます。
年度をまたぐ取組の場合、**営農計画を提出した翌年度に交付金を受け取るようになります。**

2 申請の手続



提出する書類は取組によって異なります。詳細は18～19ページを確認してください。

① 5年間の事業計画、営農活動計画書の提出・認定

[令和6年6月末まで]

農業者団体の構成員が取り組む対象活動の合計面積や推進活動（4ページ参照）の計画を記載し、市町村から計画の認定を受けてください。

※ 5年間の計画を事業実施初年度に提出しますが、計画期間中に内容を変更する場合は（実施面積の増加、交付金額の増加及び対象活動の変更等）、改めて市町村の認定を受けてください。

提出書類

事業計画（共通様式第2号）、営農活動計画書（共通様式第3号）、農場管理農業者団体の規約 等

② 交付申請書の提出【毎年度】

[市町村が定める日まで]

交付金の交付を受けるために、交付を受ける予定の金額等を記載して提出してください。

【対象活動、推進活動の実施】

有機農業の取組、堆肥の施用、緑肥の作付け等の対象活動及び推進活動を実施してください。

提出書類

市町村が定める書類

③ 実施状況報告書等の提出

[令和7年1月末日まで]

農業者団体の構成員ごとに取り組んだ面積や農業者団体として取り組んだ推進活動を報告様式に記載し、環境負荷低減のチェックシートや生産記録等を添付し提出してください。

※ 令和7年3月末までに取組が終わる予定のものも提出してください。

提出書類

実施状況報告書（様式第6号）、生産記録、環境負荷低減のチェックシート（様式第14号）、その他都道府県及び市町村が提出を求める書類等

④ 実績報告書の提出

[市町村が定める日まで]

交付金の使いみち等を記載して提出してください。

都道府県や市町村が取組内容を確認後、交付金が支払われます

提出書類

市町村が定める書類

⑤ 営農活動実績報告書の提出

[令和7年4月末まで]

実施状況報告書からの変更内容を記載して提出してください。※

提出書類

営農活動実績報告書（様式第10号又は共通様式第6号）、実施状況の報告から変更のあった書類

※ 実施状況報告書の提出の時点で対象活動等を実施済みであり、報告内容に変更がない場合、営農活動実績報告書の提出を省略することができます。

3 提出する書類の一覧

1 事業計画、営農活動計画書の提出

① 提出書類（必須）

提出書類	様式番号
多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について	共通様式第 1 号
多面的機能発揮促進事業に関する計画	共通様式第 2 号
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 （環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書）	共通様式第 3 号

② 必要に応じて提出する書類

提出が必要となるケース	提出書類	様式番号
農業者団体の場合	規約	
一定の条件を満たす農業者のうち 複数の農業者で構成される法人の 場合（1ページ参照）	複数の農業者で構成されていることが分かる書類※1	
有機農業の取組を実施しようと する農業者の場合	農場管理シート・現地確認チェックリスト	様式第 1 号 ※2

※1 申請する市町村によって提出する書類が異なります。市町村にご確認ください。

※2 有機JAS認証を取得しているほ場については、要件に即して対象活動に取り組むことを確認できれば、認証書の写し又は認証機関に提出した書類を様式第 1 号に代えることができます。

2 実施状況報告書等の提出

① 取組共通の提出書類（必須）

提出書類	様式番号
環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況報告書	様式第 6 号
添付書類（生産記録等）	
生産過程等において使用した肥料及び農薬、導入した技術等、要件に即して対象活動を実施したことを認証機関等が確認していれば、「都道府県等の特別栽培農産物等の認定書の写し又は認証機関等に提出した書類」を提出することで生産記録に代えることができます。ただし、記載内容によっては追加で書類の提出を求める場合がありますので、都道府県や市町村にご確認ください。	

（取組共通の提出書類は次ページに続く）

① 取組共通の提出書類（必須）

提出書類	様式番号
環境負荷低減のチェックシート	様式第14号※

※ 民間団体によるGAPの第三者認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP）等を取得している場合
認証書の写しを提出することで、様式第14号の提出を省略することができます。

② 対象活動別の提出書類（必須）

対象活動	提出書類
有機農業	有機農産物規格別表 1 の肥料及び土壌改良資材又は別表 2 の農薬を農産物の生産過程等に使用した場合は、使用した資材について、同規格別表 1 又は別表 2 に定められた基準を満たしていることを証明する書類等の写し
炭素貯留効果の高い有機農業（加算措置の取組）	土壌診断結果書類の写し 当該取組の生産記録

③ 必要に応じて提出する書類

- 都道府県及び市町村が提出を求める書類

3 営農活動実績報告書の提出

① 提出書類

提出書類	様式番号
環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書 ※	様式第10号 または 共通様式第 6 号

※ 実施状況報告書の提出の時点で対象活動等を実施済みであり、報告内容に変更がない場合、
営農活動実績報告書の提出を省略することができます。

② 必要に応じて提出する書類

- 生産記録（実施状況報告書の提出の際に見込みで提出した場合）
- 都道府県及び市町村が提出を求める書類

4 保管する証拠書類等

1 取組共通の証拠書類

証拠書類
ほ場面積等が確認できる書類（交付金の交付金額算定の基となった書類）
推進活動の実施内容等が分かる書類
主作物についての出荷・販売したことを証明する出荷・販売伝票等の写し （取組面積が10a以上の場合は省略することが可能です）
特別栽培農産物等の認証を受けた者の場合は、認定証の写し

2 対象活動別の証拠書類

対象活動	証拠書類
堆肥の施用	・堆肥の購入伝票等の写し※ ・堆肥の成分証明書等の写し ・土壌診断結果書類の写し ・施肥管理計画（作成した場合）の写し
カバークロップ リビングマルチ 草生栽培	・カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培の種子の購入量を証明する購入伝票等の写し ・標準的な播種量を証明するカタログ等の写し
不耕起播種	播種前に適正に除草剤が散布されていることを証明する購入伝票等の写し
炭素貯留効果の高い有機農業（加算措置の取組）	堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれかの取組を実施した場合に必要な書類
地域特認取組	都道府県が必要と認める書類
取組拡大加算	指導を受ける農業者の栽培日誌等

※ 無償で堆肥を入手した場合は伝票等の取引内容の分かる書類等、自給堆肥の場合は堆肥原料、その量、堆肥製造期間、堆肥製造場所、製造した堆肥の量等を記載した書類に代えることが可能です。

3 証拠書類等の確認や保管期間

- ▶ 証拠書類は、都道府県及び市町村が**必要に応じて提出を求める場合**があります。
- ▶ 交付金の交付に関する証拠書類、経理書類及び交付申請の基礎となった書類は、交付を受けた年度の翌年度から**5年間保存**してください。

5 交付額の算出方法

交付額は、履行面積に単価を乗じたものです。

ただし、以下の「交付額の算定に関する注意事項」のとおり、減額されることがありますのでご承知ください。

なお、履行面積とは畦畔や法面を除いた実際に対象活動が行われた面積（市町村等による実施状況の確認後の面積）です。

$$\text{交付額} = \text{交付単価} \times \text{履行面積※（確認後面積）}$$

※ 交付額の計算に用いる履行面積は、対象活動別に履行面積を合計してアール未満を切り捨てた面積となります。

⚠ 交付額の算定に関する注意事項

- ① 申請した面積全てが支援の対象となるわけではありません。適切な栽培管理が行われなかったと判断された場合等は、当該面積については支援の対象となりません。
- ② 支援対象となる取組が同一農地で年間に複数回行われた場合の取組面積は、延べ面積ではなく、1つのほ場において、1取組分の面積です。2つの取組を組み合わせて行った場合（例：1つの農地で堆肥の施用とカバークロップの取組を行う）であっても、**支援の対象は1つの取組分となります。**※
※ 有機農業の加算措置の取組、取組拡大加算を除きます。
- ③ **本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。**
配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

6 交付金の返還

要件を満たさないことが確認された場合は、当該年度に交付された交付金のうち、要件を満たさないことが確認された面積に相当する額の返還を求めることになります。

虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、交付金の全部又は一部を返還することになります。また、翌年度以降の参加を制限する場合があります。

7 申請手続きの電子化

農林水産省では、当省の所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス（通称：eMAFF）を構築しました。本交付金においても令和4年度から電子申請を開始しております。

電子申請の利用には、デジタル庁が提供するgBizIDの取得が必要となりますので、農業者団体又は法人名でアカウントを取得してください。

電子申請を希望する皆様へ



現在、電子申請を利用可能な市町村は限られています。
事前に市町村へeMAFFの利用可否をご確認ください。

環境保全型農業直接支払交付金の申請をパソコンで行うためには、以下の手順に沿ってIDを登録いただく必要があります。電子申請を希望される場合は、農地の所在する市町村にお問い合わせください。

- 1 最初に、**gBizID（ジービズアイディ）**を登録します。以下のサイトにアクセスし、必要事項を記入の上、**gBizID**を取得してください。
- 2 **gBizID**を用いて**eMAFF**へアクセスします。必要事項を記入の上、**eMAFF**で利用する申請者用のIDを登録してください。
- 3 終了次第、**eMAFF**の利用が可能となります。

電子申請用ウェブサイト

1

gBizIDウェブサイト

<https://gbiz-id.go.jp/top/>



2

eMAFFウェブサイト

<https://e.maff.go.jp/>



必要なものチェックリスト

- ☒ パソコンやタブレット等
インターネットに接続できる端末
- ☒ インターネット環境
- ☒ 代表者の身分証明書

eMAFFによるオンライン申請のメリット

- ① 窓口に行かなくとも自宅や職場のパソコンやタブレットから申請ができます。
- ② eMAFFに各種手続きが掲載されるため、ワンストップ（1か所でサービス実現）で各種手続きの申請が可能になります。
- ③ インターネットを利用するため、役所の開庁時間にしばられることなく、いつでも申請できます。
- ④ eMAFFに申請情報が蓄積されるため、紙で管理する手間が省けます。
- ⑤ 蓄積された申請情報は次回の申請等に利用できるため、入力作業が楽になります。
- ⑥ eMAFF上で自分が行った申請の状況を把握することができます。
- ⑦ デジタル庁が提供する法人共通認証基盤（gBizID）で払い出されるIDを利用及び2要素認証（2つの異なる方法による認証）により、申請者の確認を行いますので、他者のなりすましによる不正アクセスを防止するなどのセキュリティ対策をとっています。

お問い合わせ先

都道府県	お問い合わせ先	電話番号
農林水産省 北海道農政事務所管内		
北海道	北海道農政事務所 生産経営産業部 生産支援課	011-330-8807
	函館地域拠点 地方参事官室	0138-26-7800
	旭川地域拠点 地方参事官室	0166-30-9300
	釧路地域拠点 地方参事官室	0154-99-9046
	帯広地域拠点 地方参事官室	0155-24-2401
	北見地域拠点 地方参事官室	0157-23-4171
農林水産省 東北農政局管内		
青森県	青森県拠点 地方参事官室	017-775-2151
岩手県	岩手県拠点 地方参事官室	019-624-1125
宮城県	東北農政局 生産部 生産技術環境課	022-221-6214
	宮城県拠点 地方参事官室	022-266-8778
秋田県	秋田県拠点 地方参事官室	018-862-5611
山形県	山形県拠点 地方参事官室	023-622-7271
福島県	福島県拠点 地方参事官室	024-534-4142
農林水産省 関東農政局管内		
茨城県	茨城県拠点 地方参事官室	029-221-2184
栃木県	栃木県拠点 地方参事官室	028-633-3312
群馬県	群馬県拠点 地方参事官室	027-221-1182
埼玉県	関東農政局 生産部 生産技術環境課	048-740-0167
	埼玉県拠点 地方参事官室	048-740-5835
千葉県	千葉県拠点 地方参事官室	043-224-5611
東京都	東京都拠点 地方参事官室	03-5144-5253
神奈川県	神奈川県拠点 地方参事官室	045-211-1331
山梨県	山梨県拠点 地方参事官室	055-254-6055
長野県	長野県拠点 地方参事官室	026-233-2500
静岡県	静岡県拠点 地方参事官室	054-246-6121
農林水産省 北陸農政局管内		
新潟県	新潟県拠点 地方参事官室	025-228-5216
富山県	富山県拠点 地方参事官室	076-441-9310
石川県	北陸農政局 生産部 生産技術環境課	076-232-4131
	石川県拠点 地方参事官室	076-241-3154
福井県	福井県拠点 地方参事官室	0776-30-1611

都道府県	お問い合わせ先		電話番号
農林水産省 東海農政局管内			
岐阜県	岐阜県拠点	地方参事官室	058-271-4044
愛知県	東海農政局	生産部 生産技術環境課	052-746-1313
	愛知県拠点	地方参事官室	052-763-4492
三重県	三重県拠点	地方参事官室	059-228-3151
農林水産省 近畿農政局管内			
滋賀県	滋賀県拠点	地方参事官室	077-522-4261
京都府	近畿農政局	生産部 生産技術環境課	075-414-9722
	京都府拠点	地方参事官室	075-414-9015
大阪府	大阪府拠点	地方参事官室	06-6941-9062
兵庫県	兵庫県拠点	地方参事官室	078-331-5924
奈良県	奈良県拠点	地方参事官室	0742-32-1872
和歌山県	和歌山県拠点	地方参事官室	073-436-3831
農林水産省 中国四国農政局管内			
鳥取県	鳥取県拠点	地方参事官室	0857-22-3131
島根県	島根県拠点	地方参事官室	0852-24-7311
岡山県	中国四国農政局	生産部 生産技術環境課	086-230-4249
	岡山県拠点	地方参事官室	086-899-8610
広島県	広島県拠点	地方参事官室	082-228-9676
山口県	山口県拠点	地方参事官室	083-922-5412
徳島県	徳島県拠点	地方参事官室	088-622-6240
香川県	香川県拠点	地方参事官室	087-883-6500
愛媛県	愛媛県拠点	地方参事官室	089-932-1177
高知県	高知県拠点	地方参事官室	088-875-7236
農林水産省 九州農政局管内			
福岡県	福岡県拠点	地方参事官室	092-281-8291
佐賀県	佐賀県拠点	地方参事官室	0952-23-3131
長崎県	長崎県拠点	地方参事官室	095-845-7121
熊本県	九州農政局	生産部 生産技術環境課	096-211-9111
	熊本県拠点	地方参事官室	096-300-6020
大分県	大分県拠点	地方参事官室	097-532-6131
宮崎県	宮崎県拠点	地方参事官室	0985-24-2365
鹿児島県	鹿児島県拠点	地方参事官室	099-222-5840
内閣府 沖縄総合事務局管内			
沖縄県	沖縄総合事務局	農林水産部 生産振興課	098-866-1653
農林水産省	農産局	農業環境対策課	03-6744-0499

環境保全型農業直接支払交付金に関する詳細な情報

取組を行う上での詳細な要件等は、取組を行う農地が所在する市町村にご確認をお願いします。

環境保全型農業直接支払交付金の申請様式、要綱・要領は以下のホームページに掲載しています。

農林水産省 環境保全型農業直接支払交付金ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html

環境保全型農業直接支払交付金



農林水産省